

ひとにやさしいまちづくり推進指針（2025～2029）
（素案）

令和6年11月
岩 手 県

目次

1	ひとにやさしいまちづくりとは	1
2	ユニバーサルデザインとは	1
3	推進指針策定の趣旨	3
	(1) 県の行動指針	
	(2) 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン	
4	ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等	4
	(1) これまでのひとにやさしいまちづくり推進の取組	
	(2) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況	
	(3) 今回の指針策定に当たっての主な観点	
5	推進期間	13
6	基本的な推進方向	14
7	推進の基本的視点	14
	(1) 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視	
	(2) 取組の発展的推進（終わりなき取組）	
	(3) さりげないデザインへの配慮	
	(4) 柔軟で持続可能な取組	
8	具体的な推進方向	15
	(1) 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』	
	(2) 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』	
	(3) 全ての人が使いやすい『ものづくり』	
	(4) 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』	
	(5) 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』	
	(6) 推進状況の管理	
9	推進主体の役割	28
	(1) 県が担う役割	
	(2) 県民に期待される役割	
	(3) 事業者期待される役割	
	(4) 民間団体（自治会やNPO法人等）に期待される役割	
	(5) 市町村に期待される役割	
10	推進指針の見直しについて	30

1 ひとにやさしいまちづくりとは

ひとにやさしいまちづくりとは、全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を目指して、全ての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境の整備を進めていく取組です。

ひとにやさしいまちづくりを進める上で重要なのが、“ユニバーサルデザイン”の考え方です。

2 ユニバーサルデザインとは

【“ユニバーサルデザイン”って何のため？】

私たちの社会は、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ（LGBT等）※¹、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人々により成り立っています。

年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人は皆、かけがえのない「個」として尊重されるべき存在です。

「ある社会が、その一部の構成員を締め出して構成されるとしたら、その社会は弱くて脆い社会である。」（1980年「国際障害者年行動計画」）

社会を構成する全ての人が、その特性等にかかわらず、個人として尊重され、自分の意思に基づき自由に行動でき、それにより、いろいろな社会活動に参加できる機会が確保されることは県民が等しく願うところであり、“ユニバーサルデザイン”は、そのような社会の実現のために、はじめからバリアをつくらず、できる限り、全ての人が利用できるように、製品や環境をデザインしていこうという考え方をいいます。「みんなのためのデザイン」とも呼ばれています。

【“ユニバーサルデザイン”の7つの原則】

原則1 公平に使用できること

（誰にでも、使用しやすく、かつ、商品化されていてどこでも入手できること）

原則2 使う上で、柔軟性があること

（個々人の好みや能力に応じて、使えること）

原則3 簡単ですぐ使えること

（使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること）

原則4 感覚で情報がわかること

（使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とする情報を効率的に提供すること）

※¹ 性的マイノリティ（LGBT等）：生物学的性、性自認、性的指向が多数派のあり方とは異なる人々のこと。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー（LGBT）等の人々を含む。

原則5 エラーに対する許容性があること

(思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること)

原則6 労力が少なくてすむこと

(肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること)

原則7 近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

(使う人の体格、姿勢、可動性に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること)

(ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長 ロナルド・メイス氏 (1941～1998))

これらの原則のうちの一つでも欠けば、“ユニバーサルデザイン”にあたらないということではありませんし、逆に、これらを全て満たしていれば無条件に“ユニバーサルデザイン”と呼べるわけでもありません。

これらは、実際に“ユニバーサルデザイン”を実践していく上での「目安」と考えるべきものです。

大切なのは、機械的にこれを当てはめることでなく、個々のケースに即して、より多くの人にとって、より使いやすいものになっているかを常に考え続けることです。

【“バリアフリー”とはどう違うの？】

“ユニバーサルデザイン”と“バリアフリー”は、誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会を目指す点においては、目的を同じくするものです。

“バリアフリー”は、日常生活や社会生活の障害となる、今ある「バリア（障壁）」を取り除いていこうとする考え方です。

昭和50年代以降、段差解消のためのスロープや車椅子対応トイレの設置などが進み、個々のバリアを取り除き、高齢者や障がい者の方々の社会参加の促進に大きく貢献してきたものと考えられます。

一方で、この取組は、高齢者や障がい者だけのための（自分には関係ない）「特別な」取組と認識されることも多く、また、中には殊更に障がい等が強調されてしまう結果を生じ、逆に高齢者や障がい者を「特別な人」として差別する意識を助長するという懸念も指摘されているところです。

“ユニバーサルデザイン”は、高齢者や障がい者の方々などが「特別な存在」なのではなく、多様な方々によって社会が構成されていることこそが当然との観点に立ち、

☆特定の人々を特別扱いするものでなく、全ての人を対象とすること

☆はじめからバリアをつくらない取組を目指すこと

という考え方です。

ただし、“ユニバーサルデザイン”の促進によって、“バリアフリー”が全く不要になるというのではなく、既存のバリアをできるだけ解消しつつ、新たなものについては、できるだけ“ユニバーサルデザイン”の考え方を積極的に取り入れていくことが大切です。

【真の“ユニバーサルデザイン”を進めるために】

“ユニバーサルデザイン”は、「全ての人」を対象とする考え方ですが、「全ての人」の限りなく多様なニーズを完璧に満たすものの実現は、現実にはかなり困難です。

重要なのは、個々の取組で全てを解決することではなく、「よりよいもの」への改善を繰り返し、失敗に学び、次の取組に活かしながら、最終的な目標に少しずつでも近づいていくことです。（「終わりなき取組」）

その意味で、「結果」（建築物、製品、サービス、情報・・・）より、むしろ「より多くの人」にとって「よりよいもの」を作ろうとする不断の姿勢そのものこそが大切とも言われています。

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」等において、技術的基準が定められ、それに沿った建築物等の整備が、これまで進められてきましたが、「基準に適合していたとしても、必ずしも利用者のニーズに対応した整備がなされていない」との指摘があります。

利用者本位の“ユニバーサルデザイン”の取組を進めるためには、機械的な対応でなく、「利用者の声」を通じたニーズのきめ細かい把握が必要です。その意味で、「使い手」と「作り手」の「対話」の機会の確保が重要です。

“ユニバーサルデザイン”は、誰もが「特別扱い」されることなく、同じように社会参加ができる社会を目指す考え方です。

単に「使えさえすればいい」ということでなく、利用することについての抵抗感や引け目を感じさせることがなく、普通に使うことができる「さりげないデザイン」であることが必要です。

また、“ユニバーサルデザイン”の考え方は、誰もが、住み慣れた地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無等に関わりなく、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加し、共に生活するという「ソーシャル・インクルージョン」^{※2}の考え方にも通じるものです。

3 推進指針策定の趣旨

（１） 県の行動指針

この推進指針は、県が、ユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための行動指針として、ひとにやさしいまちづくり条例の規定に基づいて策定しているものです。

（２） 県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

また、県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せて有する

^{※2} ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

ものです。

4 ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等

(1) これまでのひとにやさしいまちづくり推進の取組

① 平成7年7月 ひとにやさしいまちづくり条例制定

- 県では、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活環境の整備を図り、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加できる豊かで住みよい地域社会の形成を目的として、ひとにやさしいまちづくり条例を制定し、平成8年4月に施行しました。
- 併せて、条例の理念に基づいた取組を推進するため、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、県立施設のバリアフリー化等が進められました。

② 平成13年2月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

- バリア（障壁）をなくそうというバリアフリーの考え方から、はじめからバリアとなるようなものを作らないで、年齢や性別、身体などにかかわらず、誰もが利用しやすい施設や、製品づくりを進めようというユニバーサルデザインの考え方が求められるようになってきていることや、交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）の制定などを受け、ひとにやさしいまちづくり推進指針の全面的な見直しを行いました。
- 各地域においては、ユニバーサルデザイン推進組織の設立が進み、各地域の公共的施設について、点検、改善にむけた提言等を行う「バリア発見隊活動」、「ユニバーサルデザイン推進隊活動」や、市民講座、各種講演会・討論会の開催等、地域に根差した自発的な取組が進められました。
- 県では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて県立施設の整備を行うほか、「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」や「ユニバーサルデザインハンドブック」の作成による各分野への導入促進、ユニバーサルデザインフォーラム開催による普及啓発など、ひとにやさしいまちづくりの推進に取り組んできました。

③ 平成19年12月 ひとにやさしいまちづくり条例全部改正

- ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）と交通バリアフリー法の統合により、いわゆるバリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、こうした情勢の変化を踏まえ、県では、ひとにやさしいまちづくり条例を全面的に改正しました。改正条例では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、「障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、全ての人」とし、社会を構成する全ての人のためのまちづくりであることを明記し、更に、安全かつ円滑に利用できる施設整備等の生活環境の整備に加え、教育、情報、人材育成等いわば社会システム、社会制度上の環境の整備が盛り込まれました。
- バリアフリー法の規定による特別特定建築物に、学校と病院（1,000㎡以上）を加

えたほか、県が特別特定建築物を新築・改築等する場合は、利用者の意見を聴取する規定が設けられました。

- 平成 20 年度には、新たに「いわてユニバーサルデザイン電子マップ」を作成し、県内施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー情報を発信してきました（令和 5 年度末時点 1,532 施設登録）。

④ 平成 21 年 3 月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

- 条例改正や社会情勢の変化、多様化する人々のニーズに対応し、また、いわて希望郷創造プランに掲げる「共に生きる岩手」を実現するため、特に、人を思いやる心の醸成のため意識啓発、学ぶ機会づくり、人材育成等のひとづくり、多様な意見やニーズを的確に把握反映していくための仕組みづくり、公共的施設の整備を進めるまちづくりを重点として見直しが行われました。
- 県では、障がい者用駐車場の適正利用を推進するため、平成 22 年度からひとにやさしい駐車場利用証制度を開始しました（令和 5 年度末時点 531 施設 1,132 区画指定）。そのほか、県立施設のバリアフリー化、オストメイトトイレの設置等に引き続き取り組むとともに、利用者の多様な意見を聴取・反映するため、設計から工事完了後までの各段階において意見を聴取し、その一連の対応をモデル的に公表する取組を開始しました。

⑤ 平成 27 年 3 月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

- 平成 23 年に東日本大震災津波が発生し、沿岸部は甚大な被害を受けました。被災地の復興が進められる中で、「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」が平成 28 年度に開催されることが決定しました。これらのことを踏まえ、推進指針の見直しを行い、復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入の促進や避難施設のユニバーサルデザイン化の促進、防災ボランティアの育成とネットワークづくり、さまざまな活動への高齢者や障がい者などの当事者参加の促進や、受け入れる側の意識の向上について盛り込まれました。
- 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会では、多くの方がボランティア活動へ参加し、共生社会に向けた県民の意識や機運が高まりました。そして、大会終了後、そのレガシー（財産）の継承を宣言しました。
- 復興の歩みは着実に進み、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりが進められています。

⑥ 令和 2 年 3 月 ひとにやさしいまちづくり推進指針見直し

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の策定や、「バリアフリー法」の改正など、国の動向を踏まえて、ユニバーサルデザインのまちづくりや、心のバリアフリーの推進についてが盛り込まれました。

- 誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無に関わらず活躍できる社会づくりへの取組が必要です。
- 人口減少や国際化の進展などの状況を踏まえ、全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる社会づくりに向け、雇用・労働環境の整備や、子育てと就業の両立支援などの取組の必要性がますます高まっています。
- 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会のレガシーを継承し、更なる共生社会の推進が必要です。

(2) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況

① 人口減少と少子・高齢化の進展

〔人口の動向〕

- 本県の総人口は、平成9年以降減少を続け、「岩手県人口移動報告年報」（県ふるさと振興部）によると令和6年8月1日現在、1,146,720人となっており、ピークであった昭和60年の1,433,611人から、20%減少しています。

〔少子化の動向〕

- 我が国の合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム（昭和22年～24年）直後の昭和25年以降、急速に低下し、昭和24年には4.32であったものが、昭和30年には2.37となり、その後、昭和40年代まで安定的に推移した後、昭和50年代以降は、ほぼ一貫して低下傾向をたどり、平成17年には過去最低の1.26まで低下しましたが、以降は持ち直し傾向になりました。その後、平成30年以降、再び低下傾向となり、令和5年には過去最低の1.16となっています。
- 本県においては、昭和30年には3.01であったものが平成21年には、一旦、1.37まで低下しましたが、平成29年には1.47まで上昇しましたが、令和5年には1.16となっています。

〔子ども・子育て関係法令等の状況〕

- 平成24年にはいわゆる「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。
- 令和元年には子ども・子育て支援法の一部改正により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料等が、令和元年10月から無償化されました。
- 令和5年4月には、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められています。

- 令和5年4月には、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもの視点に立って、こども政策に取り組む「こども家庭庁」が創設され、障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）等を担うこととされました。

〔高齢化の進展〕

- 本県の65歳以上の高齢者人口は、「岩手県人口移動報告年報」（県ふるさと振興部）によると令和5年10月1日現在、403,825人であり、総人口1,163,024人に占める割合（高齢化率）は35.2%となっています。人口がピークであった昭和60年の高齢化率11.9%から、23.3ポイント増加しています。
- 本県の高齢化率は、昭和45年に全国平均を超え、以来全国平均に先行して上昇し、令和5年は、全国の高齢化率29.1%と比較すると6.1ポイント上回っています。
- 今後の高齢者人口は、令和4年度には40.9万人でしたが、令和6年度から令和8年度までには40.7万人前後で推移し、令和22年(2040)年度には37.5万人に減少すると見込まれます。また、高齢化率は、令和7年（2025年）には35.8%、令和22年（2040年）には41.8%と、県民の約3人に1人以上が65歳以上という超高齢社会を迎えるものと予測されています（国立社会保障・人口研究所による令和5年推計）。
- また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数が年々増加しており、要介護認定者のうちの認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa^{※3}以上）は、平成29年度末の47,124人から令和4年度末は50,121人となっています。

〔高齢者福祉関係法令等の状況〕

- 平成29年には介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組が制度化されました。
また、令和2年には、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援について規定されました。
- 令和元年6月に閣議決定された「認知症施策推進大綱」では、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きること及び認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを意味する「共生」と認知症になることを遅らせること又は認知症になっても進行を緩やかにすることを意味する「予防」を車の両輪とし、「普及啓発」「認知症バリアフリーの^{※4}推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援」等の施

※3 日常生活自立度Ⅱa：たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等の行動が見られる状態。

※4 認知症バリアフリー：移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組。

策を推進するとされました。

- 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、国や地方公共団体に加え、国民を含めた関係者の責務が規定されました。
- 認知症基本法に定められている認知症施策推進基本計画については、国において令和6年秋頃に策定される見込みです。

② 障がい者の現状

○ 身体障がい（児）者数

身体障がい（児）者数（身体障害者手帳交付者数）は、令和5年度末現在で47,899人（18歳未満761人、18歳以上47,138人）となっています。

このうち、65歳以上は、36,419人で、全体の76.0%を占めています。平成30年度末と比較すると、全体で3,699人（7.2%）、65歳以上は1,869人（4.9%）減少していますが、全体に占める高齢者の割合は増加しています。

○ 知的障がい（児）者数

知的障がい（児）者数（療育手帳交付者数）は、令和5年度末現在で12,621人であり、平成30年度末に比べて、515人増となっています。

○ 精神障がい者数

本県における令和5年度末現在の精神科病院への入院患者数は、2,918人、自立支援医療（精神通院）受給者数は23,139人で、合わせて26,057人となっています。

入院患者は、ここ数年、漸減の傾向にあります。通院患者は年々増加の傾向にあります。

〔障がい者福祉関係法令等の状況〕

- 平成22年には、障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することを目的とする「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が制定されました。
- 平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、障がい者に対する虐待の禁止や虐待を発見した場合の通報義務などについて規定されました。
- 平成23年には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直し、地域社会における共生、障害者に対する差別の禁止などについて規定されました。
- 平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、障がいを理由とする差別の解消のため、国・地方公共団体等の不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の責務や、差別を解消するための措置等について規定されました。
- 平成30年には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が

公布・施行されました。

- 令和元年には、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行されました。
- 令和4年には、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。
- 令和6年には改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務とされてきた「合理的配慮」の提供が義務となりました。また、行政機関相互間の連携協力の責務や、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化について規定されました。
- 令和6年には、手話が言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進し、手話を必要とする人を含む全ての人が共生することができる社会の実現に寄与するため、「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例」が制定されました。

③ 国際化の進展

本県の在留外国人数は、平成18年末の6,636人から、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的な減少がありましたが、人手不足等を背景に増加基調にあり、令和5年末は10,173人となっています。外国人観光客の入込数についても平成19年の130,099人回から東日本大震災の影響による減少後、平成30年には344,140人回と大幅に増加し過去最大となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等による減少を経て、令和5年は327,018人回にまで回復しています。さらに、ILC（国際リニアコライダー）の誘致や国際定期便の就航、技能実習生制度に代る育成就労制度の創設など、今後の更なる国際化に係る対応が求められています。

④ 東日本大震災津波からの復興

県及び市町村は、懸命に被災地の復興に取り組んでおり、復興まちづくり事業の進捗率は令和5年3月末現在で100%となっています（「社会資本の復旧・復興ロードマップ」（令和5年3月31日公表）より）。今後においてもまちづくりを進める中で、東日本大震災津波の教訓を踏まえながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、引き続き豊かで快適な生活環境づくりを推進する必要があります。

⑤ いわて県民計画（2019～2028）の策定

「いわて県民計画（2019～2028）」において、計画の基本目標に掲げる「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向け、幸福の実感に関連する10の政策分野の取組を推進していくこととしています。

政策分野「参画」では、誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりに取り組んでいくこととしています。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」^{※5}が掲げる「誰一人として取り残さない」という基本方針は、幸福を守り育てようとする考え方と相通じるものであり、計画の推進・取組の展開を通して、次世代にも幸福を引き継いでいけるよう、持続可能な社会の構築に取り組んでいくこととしています。

⑥ ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定

第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会（2021/東京）の開催を契機として、ユニバーサルデザインの街づくりの実現と国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取組を展開するため、平成29年2月に「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」が策定され、計画に基づいた取組が行われています。

⑦ バリアフリー法の改正

バリアフリー法^{※6}（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正（平成30年11月1日（一部は平成31年4月1日）施行）により、共生社会の実現が明記されたほか、ハード・ソフト一体的な取組の推進、地域における取組の強化のためマスタープラン制度^{※7}の創設、更なる利用のし易さに向け当事者が参画した評価会議の開催が規定されました。

⑧ 性的マイノリティに関する国の動向

令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、全ての国民が性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取組を実施するよう努めることとされています。

「自殺総合対策大綱」において、性的マイノリティに対する支援の充実が盛り込まれたほか、「こども大綱」において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための施策の実施について盛り込まれ、相談対応や知識の普及など性的マイノリティに関する理解増進に向けた取組が進められています。

※5 持続可能な開発目標（SDGs）：平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、令和12年までの世界目標。

※6 バリアフリー法の基本理念：日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害その他の事情によって分け隔てられることなく共生社会の実現に資することを旨として行わなければならない。

※7 マスタープラン制度：市町村がバリアフリーの方針を定める制度。協議会等における調整や、都道府県によるサポートの規定が設けられている。

⑨ ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識

ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識については、令和6年度に実施した希望郷いわてモニターアンケート調査結果によると下記のとおりでした。

○ ひとにやさしいまちづくりの県民認知度

「ユニバーサルデザイン」という言葉について、意味を何となく理解している割合も含めると7割近くの認知度となっており、半数以上の方がユニバーサルデザインについて理解しているが、依然として3割程度の方については「ユニバーサルデザイン」が生活に身近な存在として理解されているとは言い難い状況にある。

○ まちの中のバリア

8割以上の方が「よく感じる」または「たまに感じることもある」と回答しており、まちの中にはまだ多くのハード面のバリアが存在し、多くの方が不便を感じている。バリアを感じる場面は、「歩道のでこぼこ」、「歩道が狭い」と回答した方が多く、歩道にバリアを感じている方が多くなった。また、交通機関（鉄道、バス、タクシー）が利用しにくいと感じている方の割合が増えており、ハード面の整備に取り組んでいく必要がある。

○ 公共的施設の「ソフト」の対応

従業員による車椅子用トイレやスロープ等バリアフリー設備の適切な管理等に対して不便さや不満を「よく感じる」または「たまに感じることもある」割合は47.7%となり、令和5年度よりも9.4%増加している。不便さや不満を感じている場面は、「施設のバリアフリーに関する情報不足」「通路等に障害物がある」「車椅子駐車区画の巡回指導等が未実施」と回答した方が多くなったことから、「心のバリアフリー推進事業」によりソフト面のバリアフリー化に取り組む必要がある。

○ ひとにやさしい駐車場利用証制度（車椅子駐車区画）

平成22年度から取り組んでいる「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の認知度は57.9%（令和5年度は44.1%）となっている。

車椅子駐車区画については、「歩行困難者以外の方が多く支障あり」との回答が11.9%と、依然として、歩行困難者以外の利用によって支障が生じていることがうかがえる。必要な人が支障なく利用できるようにするための方策としては、利用証制度等の普及啓発と、車椅子駐車区画利用対象者の説明看板を設置するよう求める声が多い。車椅子駐車区画が不足していると思われる施設としては、大規模商業施設、病院・診療所、金融機関が挙げられる。

○ ひとにやさしいまちづくりの推進施策

ひとにやさしいまちづくりの推進施策として特に重要だと思われることとしては、「まちづくり構想の推進」、「現存施設等の整備」が多い。また、「教育の充実」や「ヘルプマークの普及をはじめとする配慮できる心の醸成」が多くなっており、ソフトの取組の推進を重要と感じている割合が高まっている。

⑩ 障がいのある方の意見等

- 依然として、多機能トイレやひとにやさしい駐車場の不適正使用により、本来必要とする人が使えないという声が寄せられています。また、外見から配慮が必要であることが伝わらず、使用していると注意を受けるという声も聞かれます。何のための設備や制度なのかについて一層の理解と普及、マナー向上が求められています。
- トイレについては、車椅子使用者用トイレとオストメイト用設備が整備されたトイレのほか、乳幼児を連れた方等多様なニーズへの対応が求められ、多機能トイレの整備が進んできました。一方で、多機能トイレは利用者が集中し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声も寄せられています。近年では、異性介助等により、男女共用トイレの設置に対するニーズが高まっており、実態を踏まえたトイレの設置が求められています。このような実態を踏まえ、従来の「多機能トイレ」内にあった各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められるようになっていきます。
- 視覚障がい者というと、全く視力がなく、白杖を使用した方と想像されがちですが、実際には、視力や視野の状態は多様で、視覚がわずかでもある弱視やロービジョンといわれる人が多くいます。誘導ブロックは、全盲の方が凹凸を頼りにしているほか、ロービジョンの方が、色を見て、歩道の位置や方向を把握しています。こういった目的から、誘導ブロックは黄色を基本とするほか、地色とのコントラストを確保するなど、ロービジョンの方の立場に立った設置が求められています。

(3) 今回の指針策定に当たっての主な観点

現行指針において、策定から5年間が経過する令和6年度に新たな指針を定めることとされており、以下の観点を踏まえ、「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029)」を策定するものです。

《これまでの取組による普及等の状況》

これまで、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づくひとにやさしいまちづくりの取組の重要性を掲げ取り組んだ結果、徐々にではありますが、着実に浸透してきた一方で、多機能トイレやひとにやさしい駐車場の不適正使用により、本来必要とする人が使えないといった意見が寄せられるなど、正しい理解や配慮がなされていないという声が寄せられています。これらの設備や制度について、県民による正しい理解の一層の促進を図るため、更なる普及啓発等の取組を進めていくことが必要です。

《本県の施策の方向性》

「いわて県民計画(2019～2028)」では、「Ⅰ健康・余暇」、「Ⅳ居住環境・コミュニティ」、「Ⅹ参画」を中心に10の政策分野にわたって、ユニバーサルデザインの推進を図るなど、誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりに取り組んでいくこととしており、こうしたことを踏まえた取組が必要です。

【心のバリアフリーとは？】

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。そのポイントは以下の3点とされています（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）。

- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

5 推進期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

6 基本的な推進方向

<目指す姿>

ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会

ひとにやさしいまちづくりとは、この目指す姿の実現のため、全ての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境をハードとソフトの両面から整備していく取組です。

ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向を次のとおりとします。

- (1) 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』
- (2) 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』
- (3) 全ての人に使いやすい『ものづくり』
- (4) 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』
- (5) 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

7 推進の基本的視点

「ひとにやさしいまちづくり」の取組を進める上での基本的視点を次のとおりとします。

(1) 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

ひとにやさしいまちづくりを進めていくためには、実際にそれらを利用する多様な方々のニーズを把握することが重要です。

様々なニーズには実現が容易でないものや、関係者間の利害が一致しないものも含まれるものと考えられますが、信頼関係の構築、課題の共有、お互いのニーズの理解、すり合わせなど、双方向で十分な議論により合意を目指していく建設的対話が重要です。

(2) 取組の発展的推進（終わりなき取組）

全ての人が満足して利用できるものの実現は実際にはなかなか困難です。

しかし、個々の取組における利用者の参画や、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の（他の）取組に活かし、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ（段階的・継続的発展）へとつながっていくことが期待されます。

取組においては、年齢や障がい、性別等が複合的に関わって排除や差別等の社会的困難が増幅することがあるという観点（インターセクショナルリティ^{※8}の観点）を踏まえる

^{※8} インターセクショナルリティ：交差性。年齢、性別、障がいや性的指向など、様々なアイデンティティが交差することで、差別や排除、生きにくさなどの社会的困難がより複雑化・増幅する

ものとしします。

「終わりなき取組」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

(3) さりげないデザインへの配慮

例えば、エスカレーターとエレベーターの乗り場が同じ場所にあり、使う人が使いやすい設備を選択して使用できるなど、誰もが使用しやすい設備のあり方が求められています。

誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮が重要です。

併せて、表示を大きくしたり、明瞭な着色とするなど、必要とする人が分かりやすいような配慮も必要です。

(4) 柔軟で持続可能な取組

ひとにやさしいまちづくりの推進について、特に施設等の整備は、資金的な制約や、土地の面積、建物の構造等の物理的な制約を受けることも多く、全てを画一的に進めることは現実的には困難です。

ひとにやさしいまちづくりは、それぞれの状況に応じ、できるところから、柔軟かつ、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。

8 具体的な推進方向

今後の具体的な推進方向を次のとおりとし、本県のひとにやさしいまちづくりに取り組んでいくこととします。

(1) 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』

全ての人が、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ（L G B T等）、けがや病気を持つ方など、生活のしづらさを抱えた多様な人の存在を理解し、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動への参加を可能にすることがひとにやさしいまちづくりを推進するための基本となります。

そのために次のことに取り組みます。

- ① 意識啓発（県民、事業者全般に対する働きかけ）
- ② 学ぶ機会づくり（自ら学習する機会の提供）
- ③ 人材育成（率先して取り組む人材・組織の育成）

①意識啓発の促進

【推進上の課題・視点】

ことがあるという視点。

意識啓発は、ひとにやさしいまちづくりを進める上での基本となるものであり、県民や事業者に対し、あらゆる機会、方法により、粘り強く進めていくことが必要です。また、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向、性自認等にかかわらず、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にするために、普及啓発に取り組むことが必要です。

ア ユニバーサルデザインの考え方の普及や、多様な人の存在を理解し、個人として尊重され、年齢、性別、国籍、障がい、性的指向、性自認、経済状況、子育てや介護の状況、ひきこもりであること等にかかわる社会的困難に対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていきます。

イ 県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための、研修会等を定期的を開催していきます。

ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションへの配慮の方法などの理解が広がるよう周知を図ります。

特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。

エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が推進する「心のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普及を図ります。

オ 県民の意識高揚に向け、ひとにやさしいまちづくりに関するアイデア公募や、優良な取組に対する表彰等を行っていきます。

カ 県民による主体的で活発な取組を進めていくため、ボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への積極的参加を促進していきます。

キ 県民の理解と協力に基づいて歩行に困難のある障がい者や高齢者、妊産婦等が障がい者用駐車場を適正に利用するための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」（県と施設管理者が協定を締結し、県が「利用証」を交付することにより、適正利用を促進する仕組み）の普及を図り、「ひとにやさしい駐車場」の適正利用を促進していきます。

ク 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ストラップ型ヘルプマー

ク」の普及をはじめ、各種マークの紹介等を通じて、お互いに支え合う心の醸成を促進していきます。

②学ぶ機会の充実

【推進上の課題・視点】

多様な人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にするには、子どものころからの教育の充実を進めていくことが必要です。また、生涯を通じて、県民がユニバーサルデザインについて自ら学ぶ機会の充実を進めていくことが必要です。

（学校教育）

ア 学校においては、障がいのある児童生徒が身近な学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことのできる教育の場の拡充と、学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解増進や、障がいのある生徒の就業支援に取り組んでいきます。

イ 総合的な学習（探究）の時間等において、ひとにやさしいまちづくりに関する教育活動が積極的に導入され、ユニバーサルデザインに対する児童生徒の理解が促進されるようにするため、各種教員研修における内容の充実等に努めます。

小中学校等においては、道徳をはじめとする各教科等で心のバリアフリーに関する内容を扱うとともに、特別支援学校が実施している交流籍を活用した交流及び共同学習等により児童生徒の相互理解の促進を図ります。

また、児童館や放課後児童クラブなど、放課後の校外活動の場を活用した取組を進めます。

ウ 学校等に対し、ユニバーサルデザインに係る講師の紹介（派遣）や体験プログラム等を提供し、学習会及び体験学習の実施に向けた各種公共的施設の調整等に努めます。

エ 福祉教育の推進等を通じて、高齢者や障がい者などとの地域における多様な交流等を促進していきます。

（生涯学習・社会教育）

オ 関係機関や団体等と連携協力し、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりを基盤として、県民が自らひとにやさしいまちづくりについて学習する機会や情報の提供に努めます。

カ 学校・家庭・地域が連携した奉仕体験など多様な体験活動への参加促進等により、ひとにやさしいまちづくりに関する学びの環境づくりを進めます。

③人材・組織の育成

【推進上の課題・視点】

- ひとにやさしいまちづくりの取組の着実な進展を図るためには、地域や各種組織等において、率先して取り組む人材の育成を進めていくことが必要です。
- 声がけの仕方、介助の方法や緊急時の対処への不安から、関わりを敬遠してしまうことがないよう、支援を必要とする方の特性やそれを取り巻く環境についての理解を深め、各分野の施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくために、個々の行政職員の理解を深めるとともに、支援に関わる一人ひとりの資質を高めていくことが必要です。
- ユニバーサルデザインに関する新たな技術や知見、先進的な取組等を効果的に本県の取組に取り込んでいくため、一元的に情報を収集し、発信していく情報拠点の確立を進めていくことが必要です。
- 県民ニーズの多様化が進む中、ひとにやさしいまちづくりを進めていく上で、行政は民間団体との一層の連携を図りながら、取組を進めていく必要があります。そのため、民間団体の活動の活発化を進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時に要配慮者への支援が的確に行われるよう、ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワーク作りを進めていく必要があります。

ア 各地域、商店街・宿泊施設等において、ひとにやさしいまちづくりの推進に率先して取り組む人材の育成のための研修の実施、講座の開設を行うとともに、その人材の活動支援に努めていきます。

併せて、国が交通事業者や宿泊施設向けに策定した高齢者や障がい者等の接遇マニュアルの普及を図ります。

イ 様々な分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を取り込んでいくため、行政職員や支援に関わる人たちの資質向上に向け、支援を必要とする方の障がいや疾病などの特性や社会的な課題について理解を深めるとともに、疑似体験活動などを含めた研修を実施していきます。

ウ 県及び県立大学が連携し、ユニバーサルデザインに関する情報拠点として、ひとにやさしいまちづくり推進のための各種情報の一元的な収集・発信を積極的に行っていきます。

エ ひとにやさしいまちづくりを推進するNPO法人等の民間活動の活動基盤の強化の支援を行うとともに、地域の実情に応じたNPO、地縁組織、企業、行政等による連携・協働のネットワークづくりに取り組みます。

オ 多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できる福祉ボランティアの養成を支援し、ボランティア活動の促進を図ります。

カ 災害時に要配慮者への支援を実施する「災害派遣福祉チーム」について、被災者が抱える複合的な課題に対し、的確な支援が実施できるよう、東日本大震災津波や台風

災害の経験を踏まえ、官民学の関係団体とともにチーム員の育成や派遣体制の充実・強化に取り組みます。

キ 災害時に様々な主体による支援活動が効果的に行われるよう、防災ボランティアの育成や、その活動をコーディネートする災害ボランティアセンター及び災害中間支援組織等との連携・共同体制の強化に取り組みます。

(2) 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごることができる『まちづくり』

「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。

全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすることができる「まちづくり」を目指し、建築物、交通機関、道路、住宅、公園・観光地等の憩いの空間、商店街等の改善の促進に取り組みます。

① まちづくり全体

【推進上の課題・視点】

- 全ての人の移動の円滑化を図る観点から、連続した「線」の整備、行動範囲の広がりをもたらす一体的な「面」の整備に取り組んでいくことが必要です。
- 在宅医療を受けている方など避難自体にリスクを抱えている方への対応をはじめ、多様なニーズを想定し、可能な限り多様な人々の意見を把握し、それを反映させていく仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに、引き続き取り組むことが必要です。
また、災害時の避難に備えるなど、防災・減災のまちづくりを進めていくことが必要です。

ア 一定の地区における施設や移動経路等の一体的な整備を促進するため、市町村によるバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく「基本構想」及び「マスタープラン」の策定を支援していきます。

イ 県が策定する、まちづくりにかかわる各種計画の策定に際して、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくことにより、総合的なまちづくりを促進していきます。

ウ 県の公共的施設を新設する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みをもとに、意見把握からその反映に至る一連の取組をモデルとして広く示すことにより、多様な利用者のニーズを反映させていく取組の民間施設等への波及を促進していきます。

エ ひとにやさしいまちづくりにかかる他県の先進事例などを含む優良事例を体系的に収集・整理し、県のホームページ等で広く公開していくことにより、他の取組への活用を促進していきます。

オ 東日本大震災津波からの復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町村への助言や支援を行います。

カ 高齢者や障がい者などの移動が困難な方々が自動車で移動しやすい環境整備のため、「ひとにやさしい駐車場（指定駐車施設）」の更なる拡充を図ります。

② 公共的施設・建築物

【推進上の課題・視点】

- 令和6年度に実施した「希望郷いわてモニター調査」によると、まちの中の公共的施設や道路などにバリア（障壁）を感じる割合は「よくある」「たまにある」が約82%と8割を超えている。社会的属性を持つ方の76%がバリア（障壁）を感じると回答しており、引き続きユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 観光施設でバリアを感じていると回答している方の割合が多くなっており、民間の公共的施設、特に既存の施設の改善については、今後も、一層、事業者の意識啓発を進め、自発的な取組を促していくことが必要です。
- 公共的施設の新設等において、条例等に定める「整備基準」さえ充足すれば十分との意識が見受けられる場合もあることから、使う人の利用しやすさの追求についても、事業者へ啓発を進めていくことが必要です。
- 本県においては、冬季における凍結、落雪等のため、車椅子が使用しにくい等の状況の発生を十分に配慮して施設等の改善を進めていくことが必要です。
- 学校や公民館等の避難施設に指定されている建物については、被災者、特に高齢者や障がい者などの要配慮者の良好な居住性の確保のために、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めていくことが必要です。

ア 事業者及び建築関係団体の意識啓発を促進するため、研修会を実施するとともに、優良事例の普及に努めます。

イ 地域のグループ等によって行われる公共的施設等の点検活動の成果の積極的活用を施設管理者等に対して働きかけるとともに、地域住民を対象とする「報告会」の実施等を促進していきます。

ウ 県の公共的施設については既存の施設を含め、率先して整備に努めていきます。

エ 県の低利融資制度（ひとにやさしいまちづくり推進資金）の利用促進を図ることにより、公共的施設の整備を促進していきます。

オ 県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努めるとともに、その積極的な活用を促進していきます。

カ 公共的施設の新設等にかかる当事者（利用者、施設設置者、設計者、施工者等）の参加の「ワークショップ」（提起された課題などに関して、意見交換や対応案の検討を行うための集まり）等の取組を支援することにより、事業者、利用者相互の理解を促進していきます。

キ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設の公共的施設整備基準への適合を促進するため、整備基準適合に要する費用等にかかる情報提供を行うとともに、

整備基準不適合原因の調査・分析の結果を踏まえた効果的な指導及び助言を行っていきます。また、整備基準適合施設にかかる適合証プレートの交付、施設への掲示等を通じ、事業者の意識の高揚及び県民による理解を促進していきます。

ク 本県の気候風土を踏まえ、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備基準において、積雪、凍結に対応するためのひさしの設置等について定めているところですが、その整備促進について積極的に指導や事例の周知などを行っていきます。

ケ ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて定める公共的施設の整備基準については、利用者のニーズの変化等も踏まえ、そのあり方について適時見直しを行っていきます。

コ 必要な配慮を受けることができる福祉避難所の指定が進むよう市町村に積極的に働きかけるとともに、高齢化等の状況を踏まえた災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化について主要な設置者である市町村を支援します。

③ 交通機関等

【推進上の課題・視点】

○ 駅舎等の公共交通施設の改善は、段階的に進められているものの、階段による上下移動が必要な箇所もまだ多く、車両についても車椅子利用が困難であるものも多いことなどから、バリアフリー化を進めていくことが必要です。

○ 駅、停留所における発着時刻、行き先等の案内情報について、視覚に障がいのある方にとって音声案内が十分でないなど、必要な情報が得られない場合があります。また、在留外国人や外国人観光客に対する案内情報の提供は段階的に進められているものの、引き続き必要な情報を適切に得られるよう改善に努めていくことが必要です。

○ 誰もが住みやすいまちづくりを進める観点から公共交通を維持・確保していくことが必要です。

ア 駅舎やバスターミナル等の交通施設における、エレベーター・エスカレーター・スロープの設置、音声案内・表示装置、多言語表示等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通機関の整備を目指します。

イ 乗降口の段差をなくし、車椅子等でも円滑な乗り降りが可能で、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の導入の促進や、これらの乗務員向け、利用者向けの乗り方教室の開催を、交通事業者に対して働きかけていきます。

ウ 利用者の移動の円滑化を確保するために、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。また、交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、道路管理者等に働きかけていきます。

エ 視覚障がい者に対応した音声による案内など、誰もが円滑に移動するために必要な情報を確実に得ることができる交通施設等での情報提供の確立について交通事業者

働きかけていきます。

オ 公共交通機関の利用促進を図るため、情報通信技術も活用しながら、渋滞緩和、定時運行を図るための各種取組を促進していきます。

④ 道路

【推進上の課題・視点】

歩道の整備、視覚障がい者誘導ブロックの敷設等が着実に進んでいるものの、歩道の段差、急勾配の解消が必要な箇所も多く、継続して改善を進めていくことが必要です。

ア 最も基本的な移動手段である歩行のための空間を安全で快適なものとするため、歩道の拡幅・平坦化・段差解消、視覚障がい者誘導ブロック（黄色を基本とし、地色とのコントラストを確保）の設置、無電柱化、歩車道分離、交通安全施設等の新設・維持修繕に引き続き取り組んでいきます。

イ 冬季における安全で円滑な移動を確保するため、迅速で適切な除雪の実施等に引き続き取り組んでいきます。

ウ 外国人観光客も含めた道路利用者に分かりやすい道路標識の普及や、案内標識における英語表示の内容の統一に取り組んでいきます。

⑤ 住宅

【推進上の課題・視点】

住宅におけるユニバーサルデザインの考え方は浸透してきているものの、既存住宅における段差等の「物理的なバリア」とともに、省エネ住宅の重要な効果の一つでもある「温熱環境的なバリア」の解消に向け、引き続き居住者や建築関係者等に啓発を図ることが必要です。

ア 県営住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進していくとともに、それをモデルとして、民間共同住宅のユニバーサルデザイン化の普及を促進していきます。

イ 新築や既存の個人住宅では、段差等を解消する物理的なバリアフリーに加え、室内の温度差が原因で身体が受ける負担を解消する「温熱環境上のバリアフリー」を行う技術者を養成し、全ての人が安心して快適に住むことのできる住宅の普及を促進していきます。

ウ 県内各地域の気候や風土を踏まえ高齢者等の居住に配慮した「岩手型住宅」を積極的に推進していきます。

⑥ 観光地

【推進上の課題・視点】

全ての人が、安心して楽しむことのできる観光を推進するため、観光施設や宿泊施設等のユニバーサルデザイン対応を促進し、「心のバリアフリー」の理解増進を進めていくことが必要です。また、国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、外国人対応を充実する必要があります。

- ア 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、観光関連団体と連携して広く発信するとともに、市町村や観光関連団体、NPO法人、旅行会社等の幅広い関係者の協力の下、官民連携でユニバーサルツーリズムを推進します。
- イ 国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、案内表示への多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）の併記や、外国人対応が可能な観光案内所の設置等を促進していきます。
- ウ 観光関連団体と連帯したバリアフリー研修会等の実施することで、「心のバリアフリー」を広く周知します。

⑦ 公園・水辺空間等

【推進上の課題・視点】

様々な公園や水辺空間等の「憩いの空間」についても、人が人らしく生きていくために欠かせないものであることから、様々な人にとって開かれた気持ちよく利用しやすいものとして整備を進めていくことが必要です。

公園や水辺空間等の憩いの空間について、誰もが利用しやすいよう、トイレ、遊具、遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進していきます。

⑧ 商店街

【推進上の課題・視点】

中心市街地商店街は、高齢化の進行等に伴い、一層の活性化が求められています。が、段差解消、利用者ニーズに対応したサービス提供、商品情報の適切な提供等を進めていくことが必要です。

誰もが円滑にショッピングを楽しむことができるよう、駐車場整備、ファミリートイレ、休憩場所等の設置、案内表示・商品展示の改善、接遇の向上等を、モデル的な取組の支援等を通じて促進していきます。

(3) 全ての人に使いやすい『ものづくり』

ひとにやさしいまちづくりは、日常生活、社会生活を通じた様々な場面で「連続」していることが必要であり、私たちが日常生活で使用するいろいろな「もの」についても全ての人に使いやすいものであることが重要です。そのために、ユニバーサルデザイ

ンの考え方に基づいた製品開発、製品利用の促進を支援していきます。

【推進上の課題・視点】

誰もが使いやすいものづくりについて、製品の企画・開発等の過程における利用者ニーズの把握・反映が必ずしも十分でなく、市場の拡大が進まず、利用者の認知向上にもつながりにくい現状であることから、今後、事業者に対する技術支援・情報提供、利用者に対する啓発を行うとともに、利用者、事業者、研究機関相互の連携、情報共有を進めていくことが必要です。

① 製品開発

- ア 県内の製造業におけるユニバーサルデザインの考え方に基づくものづくりの浸透に向け、岩手県工業技術センターにおいて、利用者ニーズに対応した商品開発手法やデザインの普及啓発を進めるとともに、事業者に対する技術的支援を行っていきます。
- イ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものづくりの促進に向け、事業者に対して、利用者ニーズ、新たな技術、先進的な取組等についての情報提供を行っていきます。
- ウ 多様な利用者のニーズに対応したものづくりを進めるため、事業者、研究機関、利用者、行政等による連携、情報共有を促進していきます。
- エ 事業者からの技術相談にあたり、利用者ニーズや商品の使いやすさの視点で助言していきます。
- オ 優良事例の収集に努め、表彰を実施することにより、事業者の意識啓発を図ります。

② 製品利用

- ア 県民が実際に見て、触れてユニバーサルデザイン製品に対する理解を深めることができるよう、開発製品の展示等に努めていきます。
- イ ユニバーサルデザイン製品に係る表彰等を通じた県民意識の向上と製品利用促進を図っていきます。
- ウ ユニバーサルデザイン製品の市場拡大に向け、販路開拓支援等の取組を促進していきます。

(4) 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』

円滑な社会生活を送る上で、全ての人が、必要な情報を、必要なときに、必要な形で受け取り、または発信できることが重要です。

そのために、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を促進するとともに、複数の方法による情報提供、緊急時の情報発信方法の仕組みづくり等に取り組みます。

また、施設等の整備が進んでも、その情報を得ることができなければ、円滑な社会生活を送ることは困難です。ユニバーサルデザイン施設等に関する情報収集・情報発信に取り組みます。

【推進上の課題・視点】

- 情報発信は、可能な限り、複数の知覚に訴え、複数の媒体により行い、誰でも、どこでも必要な情報を十分に入手できるよう行っていくことが必要です。
- 災害発生時等の緊急時において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者のほか、外国人に対して、必要な情報を迅速に発信できる仕組みを確立し、地域において的確な避難支援が行われるようにすることが必要です。
- 高齢者、障がい者等の「情報（意思疎通、情報取得等）の壁」が情報技術の急速な進展により改善しつつあります。一方で、障がい等により、情報にたどり着くことが困難、キャッシュレスなどへの対応が困難な人もいることから、そういった方への情報アクセシビリティについて配慮することが必要です。
- 行政機関が発出する文書については、分かりにくさが指摘されており、文字の大きさ、表現等に配慮していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、ICTの利活用により会議等のオンライン開催や、在宅勤務の実施等が進んでいることから、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等の情報機器を十分活用できる環境の整備や配慮をしていくことが必要です。

① 情報発信方法の工夫

- ア 誰もが迅速かつ確実に分かりやすい情報を入手できるよう、情報発信は、できるだけ多様な広報媒体を通じて、また、複数の知覚、言語に訴える形で実施するように努めていきます。
- イ 情報発信の種別（印刷物、屋内外の案内表示、音声案内、ホームページ、放送等）ごとに、誰もが必要な時に必要な情報を分かりやすい形で得ることができる、情報のユニバーサルデザイン化の促進に努めます。
- ウ 庁舎内の案内表示等のユニバーサルデザイン化を進めていきます。
- エ 携帯電話、インターネット等の活用による視覚障がい者、聴覚障がい者など避難行動要支援者への複数手段による防災情報の発信を促進していくとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び更新の促進、障がい者の災害対応マニュアルや「おねがいカード」などの普及に努めていきます。
- オ 災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語や、やさしい日本語による案内表示、災害情報の発信に努めます。
- カ 点訳、音訳、朗読、手話通訳、要約筆記等にかかる人材の養成を進め、視覚障がい者及び聴覚障がい者等への情報発信の充実に努めます。

② 情報発信内容の充実

- ア 誰もが円滑な移動のために、あらかじめ、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設等の設置状況等の情報を容易に得ることができるよう、「ユニバーサルデザイン電

子マップ」等により、その情報を県のホームページで公開するとともに、写真等の掲載により、設備情報を分かりやすくするなど、掲載内容を充実させていきます。

イ 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、岩手県公式観光サイト「いわての旅」内にある「いわてバリアフリー観光情報案内所」のホームページを活用し、広く発信していきます。

③ 情報化対応

ア 急速に進歩する情報技術の適切な活用により、高齢者や障がい者等の社会参加の一層の促進が図られるよう、パソコン教室の実施等、情報ユニバーサルデザイン環境の整備を促進していきます。

イ 高齢者、障がい者等それぞれの特性に配慮し、全ての人に使いやすい情報機器類の普及を促進していきます。

ウ いつでもどこからでも手続が可能となるよう、インターネットを利用した電子申請・届出等システムを運用し、更にシステム利用手続の拡大や利活用促進などを行い、利便性の向上を図ります。

(5) 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

ひとにやさしいまちづくりは、そもそも、全ての人が活躍できる社会づくりを目的とするものです。

全ての人が多様なライフスタイルに応じた就労の場を確保し、能力を発揮できるよう、雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援等に取り組みます。

また、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりに取り組みます。

【推進上の課題・視点】

- 一人ひとりの事情に対応できる、働きやすい職場環境づくりが必要です。地域や家庭等においても、誰もが個性と能力を発揮できるよう、教育・学習の機会の充実、制度・慣行の見直しや意識啓発が必要です。
- 各種催し物、集会、講演会等への全ての人々の円滑な参加を可能とする各種の取組を進めていくことは、社会参加を促進していく上で重要であることから、多様な方々が参加しやすい開催、運営を進めていくことが必要です。
- 在留外国人の増加に伴い、外国人県民等^{※8}の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。

① 雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援

ア 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開に

^{※8} 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

より、長時間労働の是正などの働き方の改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。

イ ライフステージやライフスタイルに合わせて働き続けることができるよう、短時間勤務や副業など、ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境整備を促進します。

ウ 誰もが持てる能力を最大限に発揮することができるよう、仕事場の段差解消等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や、省力化機器等の使用による作業の軽減等、就業環境の整備を促進していきます。

エ 市町村と連携し、保育所等の受け皿整備や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。

オ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

カ 家庭・地域・職場など様々な場において、男女がお互いに尊重し、参画する社会となるよう、教育・学習の機会の充実、制度・慣行の見直し、意識啓発等に取り組まします。

キ 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障がい者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。

② 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

ア 誰もが参加しやすいようなイベントや会議等の開催・運営方法等（多様な人に配慮した移動手段の確保、ユニバーサルデザイン施設の使用又はバリアフリー措置の実施、託児室等の確保、分かりやすい案内表示、手話通訳等の配置、点訳資料やカラーユニバーサルデザインに配慮した資料等）について、普及を図ります。

イ 年齢、性別、国籍、障がい、性的指向、性自認、経済状況、子育てや介護の状況、ひきこもりであること等にかかわる社会的困難について、子どもを含め全ての人が身近なところで誰もが、様々な相談ができ、その相談内容に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを促進していきます。

ウ 障がい者の充実した余暇活動や社会参加を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。

また、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の提供事業の給付の拡大に努めるとともに、補助犬を伴った行動範囲が拡大されるよう、補助犬についての理解を促進していきます。

エ 高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進し、活動の活発化を促すため、活動事例の紹介や各種情報提供などの支援を行います。

オ 認知症の人や家族ができる限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症サポーターの養成のほか認知症への理解の促進を目的としたセミナーの開

催や認知症の人本人が自らの経験等を発信する活動の実施により、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るほか、地域住民と市町村、企業等の連携による認知症の人の見守り体制の構築及び社会参加の機会の確保を促進していきます。

カ 外国人県民等の暮らしやすい環境づくりや活躍を支援するため、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図るとともに、日本語の習得支援や多言語により外国人県民等の生活を支える人材の育成、イベントなどを通じた国際理解・交流の推進に取り組むほか、医療機関受診時等において、難解な医療用語、医療システムや文化慣習の違いなどについて外国人県民等が理解し、適切に医療を受けられる体制づくりを進めます。

キ スポーツの推進により障がい者・高齢者等の配慮が必要な人々の社会参加が進み、障がいのある人もない人も、性別や年齢に関わらず、共にスポーツを楽しむ機会が拡大するとともに、スポーツにおいて女性が活躍し、県民の誰もが互いを理解・尊重しながら生きる社会の実現を目指します。

ク 障がい者文化芸術祭及び障がい者音楽祭、アール・ブリュット作品の展示会の開催等により、障がい者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう支援します。

ケ 誰もが、選挙等において円滑に投票することができるよう、障がいのある投票者への配慮等の投票環境の向上について、働きかけていきます。

(6) 推進状況の管理

ひとにやさしいまちづくりの推進状況を明らかにするため、次のとおり、主要な指標を設定します。

これらの指標の推移とともに、関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的にを行います。

推 進 方 向				
指 標		実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	単位
1 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』				
①	ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合	65.1		%
2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』				
②	バリアフリー化に対応した特定公共的施設数〔累計〕	111		施設
③	ノンステップバスの導入率	未確定		%
④	ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数〔累計〕	1,132		区画
3 全ての人に使いやすい『ものづくり』				
⑤	誰もが使いやすい製品の研究・開発支援件数〔累計〕	2		件
4 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』				
⑥	手話通訳者・要約筆記者派遣件数	71		件/年
⑦	ユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数〔累計〕	1,532		件
5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』				
⑧	保育を必要とする子どもに係る利用定員（4月1日現	31,692		人
⑨	障がい者の雇用率	2.42		%

9 推進主体の役割

ひとにやさしいまちづくりの推進には各主体が、自らの役割を認識し、お互いに連携・協働しながら、主体的、積極的に取り組んでいくことが必要です。

それぞれの主体の役割についての基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 県が担う役割

① 推進体制の整備

- ・ 県民、事業者、民間団体、学識経験者等、多様な主体からなる「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を設置するほか、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、全県的な推進を図ります。
- ・ 庁内に設置する「ひとにやさしいまちづくり推進会議」の下、各部局が連携・協力し、計画的、体系的な取組を進めます。

② 進行管理

ひとにやさしいまちづくりの取組を毎年度把握し、検証に努めます。

③ 先導的な取組の実践

県民に対する普及啓発、県が行う事務事業へのユニバーサルデザインの考え方の取り入れ、県有施設のユニバーサルデザイン化等を県自ら、率先して進めます。

④ 各主体の取組支援

県民、事業者、民間団体、市町村等、ひとにやさしいまちづくりを推進する各主体の取組を支援するため、調査研究や情報の収集及び発信を行います。

⑤ 市町村との連携

市町村の行う各種施策との整合を確保していくため、市町村との連携を強化します。

(2) 県民に期待される役割

- ① あらゆる啓発や学習等の機会をとらえ、ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、身近でできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② 行政や事業者等に対し、問題点の改善等について建設的な提案を行っていくことや、NPO法人等の民間団体の活動、ボランティア活動に積極的に参加する等、活動の輪を広げて行くことが期待されます。

(3) 事業者期待される役割

ひとにやさしいまちづくりを支える取組の多くは、事業者の活動によって成り立っており、その果たす役割は非常に大きいものです。

その意味で、事業者には、多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。

そのため、

- ① 事業所内での普及啓発、人材育成等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② その事業活動にあたり、企画立案等の段階から、できるだけ多様な利用者から意見を聴き、それを反映していくための仕組みづくりを進めていくことが期待されます。
- ③ 利用者、他の事業者、研究機関、行政機関等と連携し、民間における推進活動の中心的役割を担っていくことが期待されます。

(4) 民間団体（自治会やNPO法人等）に期待される役割

県民ニーズの多様化が進み、また、地域づくりが行政主導から住民中心の取組へと移行していく中、自治会・自主防災組織活動など地域コミュニティにおける支え合いやNPO法人等の民間団体の役割が重要性を増しています。

このことを踏まえ、今後、ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、推進活動のネットワーク化の促進、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(5) 市町村に期待される役割

市町村は、ひとにやさしいまちづくりの趣旨を十分に理解し、住民に最も身近な行政機関として、住民参画を積極的に推進し、NPO法人等の民間団体等と連携・協働しながら、様々な分野で、ひとにやさしいまちづくりの推進に主体的・積極的に取り組んでいくことが期待されます。

また、取組を進めるに当たっては、県と連携するとともに、担当部署を明確にしたうえで、推進体制を確立していくことが期待されます。

10 推進指針の見直しについて

推進指針は、令和11年度に新たな指針を策定するほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うこととします。

